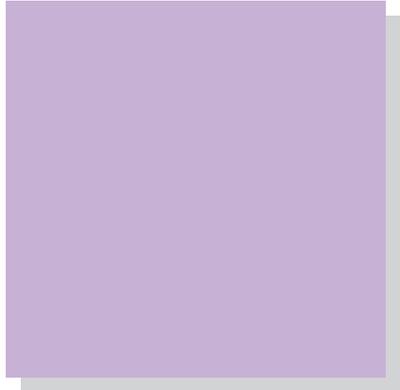
	 <p>1 目的と位置づけ</p>
	



「札幌市都市計画マスタープラン（以下、「この計画」）」は、これからの札幌の都市づくり*¹の指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したものです。

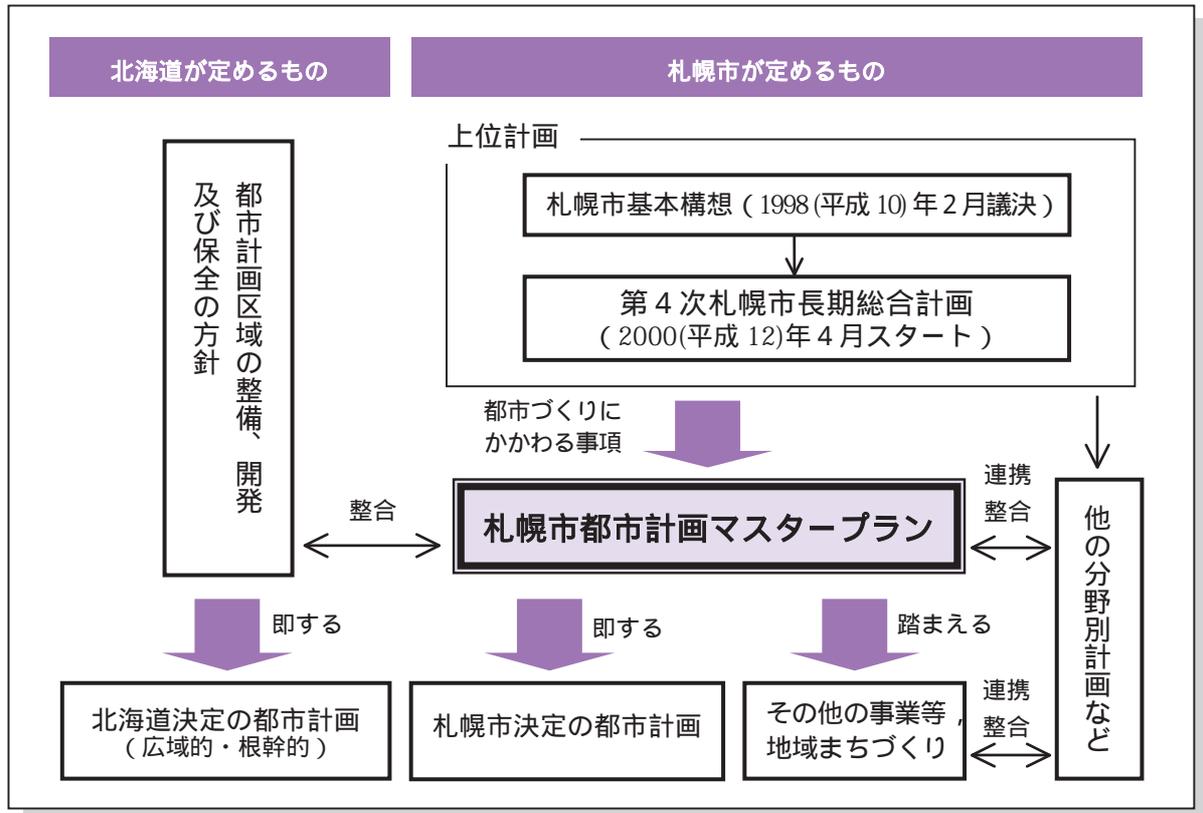
人口や産業の集中が続く拡大成長期から安定成熟期へと移行した今日、これを支える都市づくりの取り組みも、これまでのものとは質的な転換を図ることが必要となっています。そして、今後においても札幌が魅力と活力を高めていくうえでは、行政はもとより市民や企業等の都市の構成員それぞれが、都市づくりのさまざまな場面で目指すべき方向を確認しながら、互いに役割と責任を担っていく協働の取り組みが一層重要になっています。

以上の認識のもと、この計画は、以下を目的として策定します。

■都市づくりにかかわるさまざまな取り組みの指針として策定することにより、都市づくりの総合性・一体性を確保します。

■市民・企業・行政等の都市の構成員それぞれに開かれ、共有されるものとして策定することにより、今後の協働の都市づくりを推進する一助とします。

* 1 **都市づくり** 都市の物的な側面に着目した概念であり、都市空間の整備にかかわる取り組み全般を表す。取り組みの対象としては、道路、建物、公園などの人工的な環境の整備と、緑や水などの自然環境の整備を含む。なお、「都市づくり」に加え、社会制度・行政制度などのしくみづくりや多様なコミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念を「まちづくり」としている。



○ 根拠法

都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

○ 上位計画等との関係

本市が定める「札幌市基本構想*²」と「第4次札幌市長期総合計画*³」を上位計画とし、そのうち都市づくりにかかわる事項について、他の分野別計画などとも整合を保ちながら定めます。

また、北海道が定める広域のマスタープランである「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*⁴」との整合を図りつつ定めます。

○ 具体の都市計画等との関係

今後、本市が定める都市計画は、この計画に即することが求められます。

また、地域単位でより具体的かつ詳細な都市づくりのルールを定める際にこの計画を踏まえるなど、都市計画制度によらない都市づくりの取り組みにおいても、一つの指針として活用していきます。

* 2 **札幌市基本構想** 本市のまちづくりの最も基本的な指針として、市議会の議決を経て定めるもの。地方自治法第2条第5項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されている。

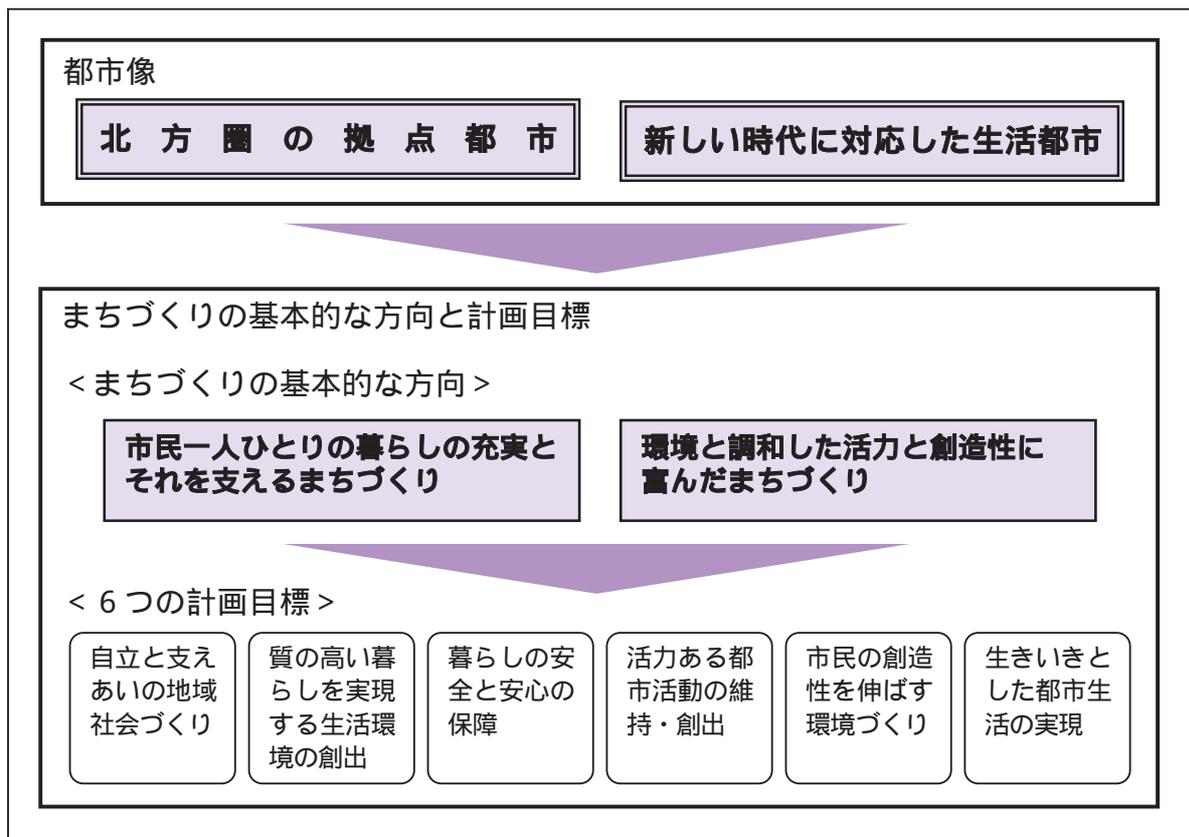
* 3 **第4次札幌市長期総合計画** 札幌市基本構想に基づいて、2020(平成32)年を目標年次とする20年間の総合的な施策体系や展開方針などを示した計画。

* 4 **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針** 都市計画区域について、都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市で構成されている。

(1) 目指すべき都市像等

上位計画である第4次札幌市長期総合計画において、目指すべき都市像等として以下が示されています。

この計画は、これらの都市像等を前提に、その実現を支える都市づくりの指針として定めます。



(2) 目標年次

第4次札幌市長期総合計画に合わせ、おおむね20年後の2020（平成32）年とします。

(3) 将来人口

第4次札幌市長期総合計画同様、目標年次における人口を205～210万人と想定します。

なお、具体的な都市計画の決定等に際しては、必要に応じて適宜その時点での分析を行い、適切な運用を行うものとします。

(4) 対象区域

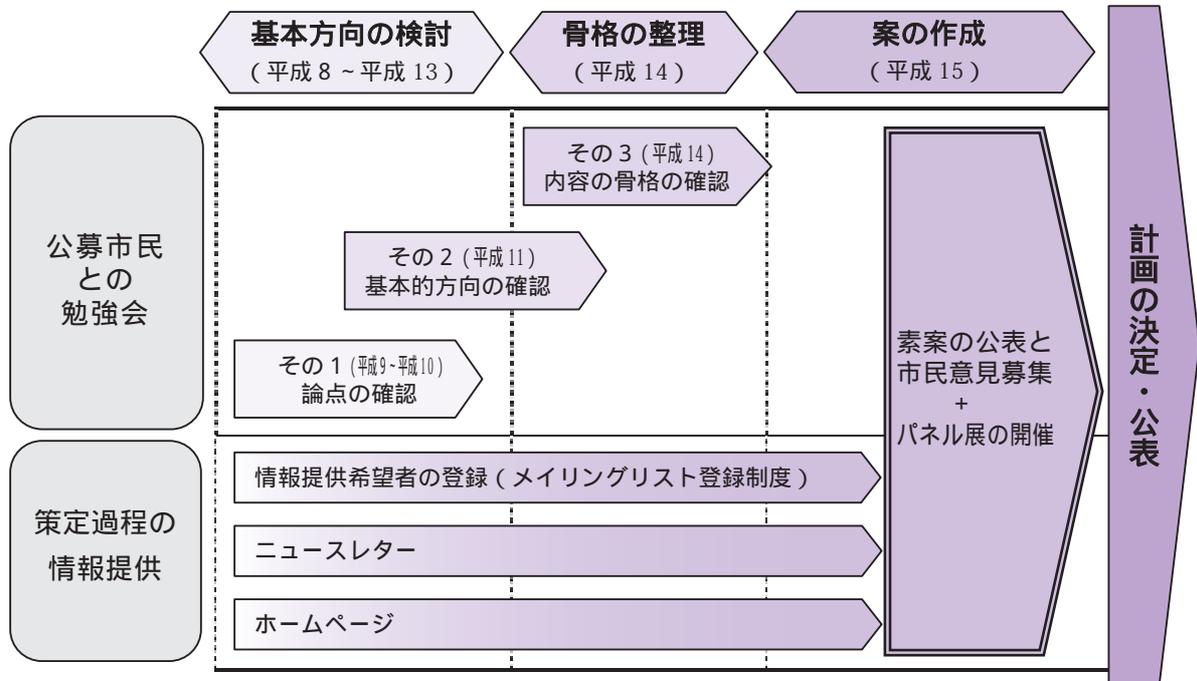
本市の行政区域を対象とします。

なお、都市計画法上、都市計画を定め得る範囲は、原則として本市の都市計画区域内*⁵となりますが、広域の視点を持ちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的に都市づくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、対象区域を設定したものです。

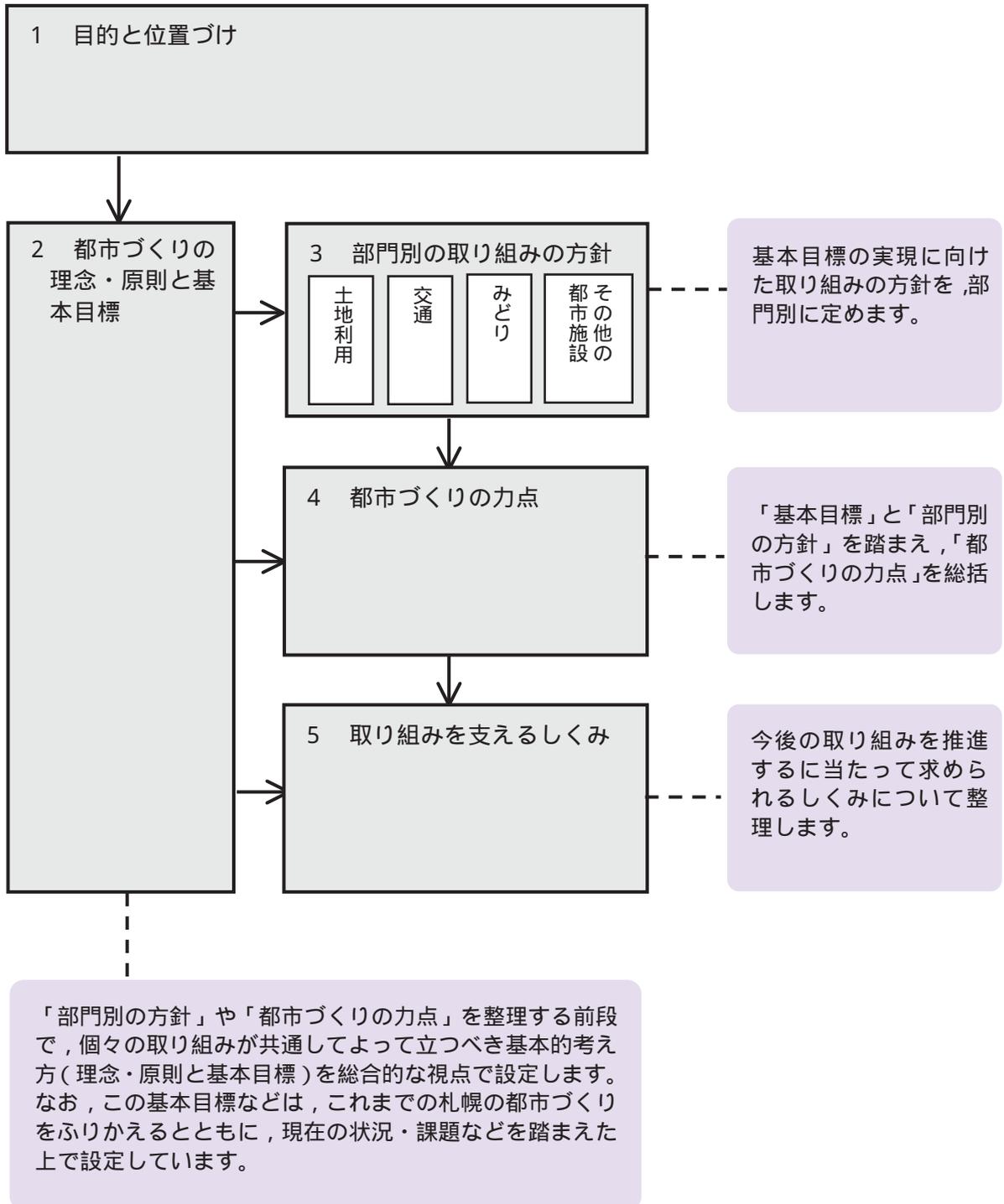
* 5 都市計画区域 「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として、都道府県が指定する区域。本市では1,121.12km²の行政区域のうち、南西部の国有林等の区域を除く567.89km²が都市計画区域として指定されている。

1-4 市民意見の反映にかかわる取り組み

市民や企業等にも開かれ、共有される計画とするため、この計画の策定にあたっては、情報提供や意見交換などの取り組みを、作業の段階に応じて多様に展開しました。



(1) 計画の構成



(2) 内容の骨格

1 目的と位置づけ

第4次札幌市長期総合計画を受けて定める都市づくりの全市的指針

都市づくりの総合性・一体性の確保
協働による都市づくりの推進

目標年次：2020(平成32)年
将来人口：205～210万人
対象区域：市域全域

2 都市づくりの理念・原則と基本目標

都市づくりの基本方向

2-1 これまでの都市づくり

北海道開拓の拠点都市としての新たな都市づくりのはじまり

人口・産業の集中に対応し、新たな市街地を郊外部に計画的に整備

2-2 現況，動向，課題

現況

道路・公園・上下水道など基礎的都市基盤は量的に高い水準で確保

動向，課題

人口増加の鈍化と少子高齢化の進展
産業構造の変化と情報化の進展
地球環境問題の深刻化
多様化するライフスタイル…など

2-3 これからの都市づくり ～理念・原則と基本目標～

<理念> 持続可能なコンパクト・シティへの再構築をともに進めよう

今後重視すべき観点

成熟社会を支える都市づくり

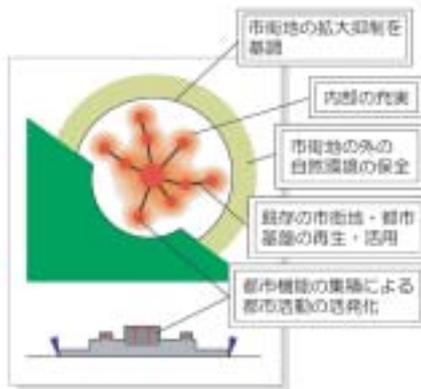
効率的な維持・管理が可能な都市づくり

環境と共生する都市づくり

地域コミュニティの活力を高める都市づくり

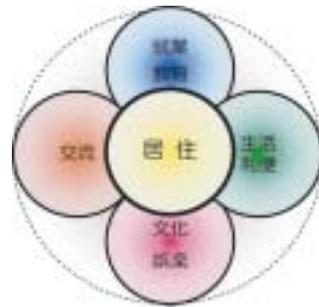
ア 都市全体の視点から

既存の市街地、都市基盤の再生・活用と市街地の外の自然環境の保全



イ 身近な地域の視点から

居住機能を中心とした、身近な範囲での多様な機能のまとまり



都市づくりの原則

- | | |
|------|-------------------------|
| 目標系 | 原則1：一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます |
| | 原則2：自然と共生し北の風土特性を尊重します |
| | 原則3：多くの人が集まる場を大切にします |
| 進め方系 | 原則4：既存資源を上手に再生・活用します |
| | 原則5：施策の重点化・総合化と協働を重視します |

都市づくりの基本目標

a：全市的な都市構造の維持・強化

外延的拡大の抑制を基調とした市街地内に、**拠点を効果的に配置**
市街地内外の**オープンスペース・ネットワーク**の形成
拠点の機能向上を支え、**快適さなどにも配慮した交通体系**を確立

b：地域の取り組みの連鎖

地域特性に応じたきめ細かな取り組みの連鎖で、都市全体の質を向上

3 部門別の取り組みの方針

コンパクト・シティへの再構築を支える部門別の取り組み

土地利用	交通	みどり	その他の都市施設
(1)基本方向 (2)市街地の範囲 (3)市街地の土地利用 住宅市街地 拠点 工業地・流通業務地 幹線道路等の沿道 (4)市街地の外の土地利用	(1)基本方向 (2)総合的な交通ネットワークの確立 公共交通ネットワーク 道路ネットワーク 広域的な交通ネットワーク (3)地域特性に応じた交通体系の構築	(1)基本方向 (2)みどりの配置 (3)みどりの質的充実	(1)河川 (2)上水道 (3)下水道 (4)廃棄物処理施設

4 都市づくりの力点

コンパクト・シティへの再構築に向けた5つのターゲット

1 都心の再生・再構築

個別開発の統合・連鎖による都心の骨格軸と結節点の明確化
 交通環境の適正化と公共空間の活用，再生
 魅力的で快適な空間のネットワーク化

2 多中心核都市構造の充実・強化

各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と基盤整備
 主要な拠点を中心とした地域単位での交通機能の向上

3 多様な住まい方を支える質の高い居住環境の実現

都心周辺部，地下鉄沿線などにおける居住の誘導
 住要求の変化を踏まえた郊外住宅地の質の維持・向上

4 市街地の外の自然環境の保全と活用

良好な自然環境の維持・保全・創出
 市街地の外ならではの特質を生かす土地利用の検討

5 オープンスペース・ネットワークの充実・強化

骨格的なオープンスペース・ネットワークの強化
 きめ細かなオープンスペース・ネットワークの充実

5 取り組みを支えるしくみ

コンパクト・シティへの再構築を支えるしくみ

都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりにかかわる情報の共有

都市計画制度の運用における分かりやすさと透明性の確保